

2017年7月10日

会社名 タカタ株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 高田 重久

会社名 タカタ九州株式会社
代表者 代表取締役 桂田 治夫

会社名 タカタサービス株式会社
代表者 代表取締役 川崎 修

上記申立代理人弁護士 須藤 英章
同 小林 信明

債権届出に関するQ & A

Q1: 裁判所より債権届出書が届いたが、どうすれば良いか。

A1: 再生債務者に対して、民事再生手続開始前(平成29年6月28日以前)の原因に基づいて生じた債権をお持ちの方におかれましては、債権届出をしていただきたいと思いますと考えております。

債権届出期限は、平成29年8月25日(必着)となりますので、それまでにお届けください。債権届出書の記載方法や注意点等は、同封の「再生債権届出に関する説明書」や再生債権届出書の記入例をご参照ください。

なお、Q2のご回答のとおり、裁判所の弁済許可の対象として例外的に再生債権を弁済させていただく場合につきましては、再生債権の届出を行っていただく必要はございません。

Q2: 裁判所の弁済許可によって支払いを受けることができると聞いたが、再生債権届出をする必要があるか。

A2: 例外的な弁済許可の対象である旨を個別にご連絡申し上げ、従前の条件どおりにお取引を継続していただくことにより再生債権全額を弁済させていただく場合には再生債権届出を行っていただく必要はございません。

- Q3: 債権の届出をしないとどうなるのか。
- A3: 再生債権の届出がないと失権する（権利を失う）場合がありますので、債権届出期限である平成 29 年 8 月 25 日（必着）までに必ずお届けください。
- Q4: 債権届出書に押捺する印鑑はどのような印鑑でもよいのか。
- A4: 個人の場合は認め印で結構です。法人の場合は必ず代表者印を押印してください。なお、債権届出書類に同封させていただいております記載例もご参照下さい。
- Q5: 債権届出書は 1 通だけ提出すればよいのか。
- A5: 再生債権届出書は<裁判所用>と<債務者用>の 2 通を一括して返信用封筒で返送してください。
- Q6: 少額の債権だが、債権届出書を提出する必要があるのか。
- A6: 再生債権の金額が少額であっても債権届出を行っていただく必要があります。前記のとおり、再生債権の届出がないと失権する（権利を失う）場合があります。
- Q7: 再生債権者だが裁判所からの通知をもらっていない。債権者リストに載っていないもと考えられるが、どうしたらよいか。
- A7: 債権者名及び送付先をご連絡いただければ、発送の手配をいたします。
- Q8: 届け出るべき債権がない、又は上記案内によれば届出の必要がないはずなのに届出書が届いたのだがどうすればよいか。
- A8: 再生債権者である可能性のある方には届出書が送付されておりますので、再生債権者でない方、再生債務者がお支払いすることにより届出が不要となる方にもご連絡が行ってしまった可能性がございます。債権がない場合、又は再生債務者からのお支払いにより届出が不要となる場合は届出をいただかなくて構いません。

以上